

# ほけんだより 4月号 H30.4.5 第三中学校 保健室 畠山

## 入学・進級おめでとうございます！

1年生を迎え、第三中学校の1年がスタートしました。ほけんだよりでは心とからだの健康に関する情報をお届けします。第三中学校の保健室では、みなさんが「自分の心とからだのことをよく知って、自分の心とからだの健康を守っていける人になってほしい」と願っています。



この1年で「**自分の心と体の主人公になろう！**」（**自分の心とからだの健康管理が自分でできるようになる！**）ということです

今年1年間お世話になる校医の先生方です

- 内科 半田孝志先生(半田循環器科内科医院)
- 眼科 甲田尚也先生(甲田眼科医院)
- 耳鼻科 飯島正道先生(飯島耳鼻咽喉科医院)
- 歯科 峯村隆一先生(峯村歯科医院)
- 歯科 松原 茂先生(松原歯科医院)
- 薬剤師 小田切博先生(そめや薬局)

よろしくお願ひします

校医さんはお忙しい中、検診に来てくださいます。感謝の気持ちをもって検診を受けましょう。

保健室の畠山文字子(はたけやまふみこ)です。よろしくお願ひします。保健室の補助として竹内宏恵先生も来てくださいます。



### 4月の保健行事

- 4月6日(金)身体測定 1・2・3年生
- 4月6日(金)内科検診 3年生
- 4月20日(金)歯科検診 2年生
- 4月24日(火)尿検査 全校生徒
- 4月25日(水)尿検査予備日



先生・保健委員からの連絡を聞いて静かに、しっかり受けましょう！

### 健康診断を通して自分のからだを知ろう！

からだや健康の状態は、一人ひとり違って当たり前です。自分のからだの状態を、自分がよくわかっていることが大切です。

4月に行われる健康診断ではどんなことがわかるのかを知って、健康診断を受けましょう！

#### 内科検診・結核検診 運動器検診

心臓や肺、背骨、四肢栄養状態等全身の様子と結核調査票・運動器調査票をみていただきます。(聴診・視診・触診)



背骨を見ますので髪の長い人はまとめてきてください。

#### 身体計測

体の発育の様子がわかります。



#### 視力検査

普段の生活や勉強に必要な視力があるか調べます。



#### 聴力検査

聞こえにくい音が聞こえにくいか調べます。



#### 歯科検診

歯や歯ぐきの状態をみていただきます。



身体計測・視力検査・聴力検査(1・3年生)は学年全体で行います。静かに受けましょう。ハーフパンツと半袖運動着を忘れずに！眼鏡やコンタクトを使っている人も忘れずに！眼鏡・コンタクトをつけての測定になります。

2年生は自分の歯ブラシを持って検診にきてください。

\*うら面へ

## 保健室ってどんなところ？

☆けがの手当をします



病院ではないので治療はできませんが、応急手当をします。

☆具合が悪くなった時、しばらく休むところです。



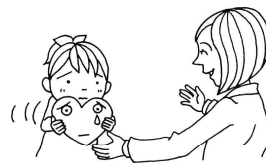
休養する時は、必ず教科担任の先生に伝えて来てください。

☆健康診断をするところです。



保健室での検診は静かにお願いします。

☆からだや心の相談もしますよ。



気軽に声をかけてくださいね。保健室に行くことを伝えて来てください。



**みんなが安心して、気持ち良く  
使える保健室にしましょう！**

### 静かに利用

具合が悪く、休養している人もいます。



### 勝手に使わない

薬品の使用は先生がいる時に！内服薬はありません。



### ＜お家の方へ＞

第三中学校の保健室でお世話になります、養護教諭のはたけやまふみこ畠山文子です。よろしくおねがいします。この「ほけんだより」を通じて、保健行事のお知らせや、心とからだの健康についての情報、子どもたちの様子などをお伝えして行きたいと思います。また、子どもたちの心とからだのこと（いじめ・スクールセクハラ等も含めて）で心配なことがありましたら、いつでもご相談ください。気軽に保健室にもお立ち寄りください。家庭と学校で協力しながら、子どもたちの心とからだの成長を見守っていただけたいと思います。

### 保健室における応急処置について

**外科的なもの**→＊大きなけがの場合は直ちに医師の処置を受けられるよう手配します。（保健室で治療行為はできません）また、お家の方にも直ちに連絡致します。

＊小さなけがの場合直ちに受診させるということはありませんが、家に帰ってから悪化する場合があります。その時は医師の処置を受け、担任までお知らせください。

**内科的なもの**→＊お子さんの様子によって、授業を受けることが困難と思われるときは、お家の方に連絡の上早退させますので、お迎えをよろしくお願い致します。

### 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

授業中や課外活動中（部活動、宿泊学習など）、休み時間、通学中など、学校管理下で発生したけがで治療を受け、療養にかかった費用が5,000円以上の時（窓口での支払いが1,500円を超えた場合は対象となります）、治療費の一部が給付される制度があります。給付を受ける場合は申請が必要になりますので、担任または養護教諭の畠山までお知らせください。ご不明な点はお気軽にご相談ください。

**手続きはどうするの？**→請求の手続きは学校で行います。学校の管理下でのけがで病院に行った場合には学校にお知らせください。学校から請求に必要な用紙をお渡ししますので、病院で記入していただき学校へ提出してください。

**給付の方法は？**→手続きしてから約2～3ヶ月後に口座に振り込まれます。

＊上田市教育委員会からの「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度への加入について」の通知もご覧ください。

